

民法改正に伴う水道業務の取扱いについて（周知）

美濃加茂市建設水道部上下水道課

「民法改正の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が、令和2年4月1日に施行されることに関連して、厚生労働省水道課より「民法の一部を改正する法律の施行について」の事務連絡が令和元年8月19日に発出されました。

水道事業に関わりのある事項は、①消滅時効の見直し、②法定利率の見直し、③定型約款の新設の3点です。

1) 消滅時効の見直し

水道料金債権の消滅時効が、2年から5年に変更されます（新法第166条第1項）
ただし、債権が消滅するための時効の援用（相手方から時効の完成を主張する）
が必要なことは変わりません。

◎いつの債権から変更となるのか？

→改正法の施行日（令和2年4月1日）以後に締結された給水契約に基づいて
発生した水道料金の債権

※水道事業の法律行為は、給水契約の締結をすること（契約は当事者
双方の合意（申込み+承諾=意思表示の合致）によって成立します）

①契約締結日の考え方について

☆電話・窓口の場合は、給水契約の申込（開栓）があれば、その日が
契約締結日となります。

★インターネット・FAXの場合は、相手の申込日ではなく、市が
その申込みを確認した日になります。

★給水装置工事申請日にあわせて給水申込書が提出されても、具体
的な給水開始日の表示がない場合は契約締結日とはならないため、
工事完了後の使用者変更日になります。

②契約締結日と給水開始日について

例1) 令和2年3月31日に、令和2年4月1日の給水開始の電話連絡があった場合

→ 3月31日が契約締結日、4月1日が給水開始日のため**旧法**（時効2年）の適用となります。

例2) 令和2年4月1日に、令和2年3月31日の給水開始の電話連絡があった場合

→ 4月1日が契約締結日、3月31日が給水開始日のため**新法**（時効5年）の適用となります。

※改正法の経過措置により、施行日（令和2年4月1日）以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときは、旧法の適用となります。

③給水契約の変更について

令和2年4月1日以降に、旧法（時効2年）が適用されているお客さまから、給水契約の名義変更の申込みがあった場合、

→ 名義変更の理由が相続（使用者が死亡したため、その家族に変更）の場合は、旧使用者の契約がそのまま承継されるため、旧法が適用されます。

その他 … 休止や再開栓を繰り返し行う場合

自治会や公民館の使用者が変更する場合

2) 法定利率の見直し

令和2年4月1日から「美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例」が施行され、水道料金に遅延損害金が増算されることになりました。

遅延損害金について

料金は2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

算出した遅延損害金が、1,000円未満の場合は全額切り捨て、1,000円

以上の場合は、100円未満の端数を切り捨てます。

遅延損害金の法定利率は旧法では5%のところ、新法では3%を適用します（ただし、市中金利の変動に合わせて3年ごとに利率の見直しがあります）。

（新法第404条）

3) 定型約款の新設

旧法は契約に際して約款に関する特段の規定を設けていませんでしたが、約款を用いた取引の法的安定性を確保するために、新法では定型約款に関する規程が新設されました（新法第548条の2）。

- 定型約款とは、「定型取引（電気、ガス、水道事業等）において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体」
- 水道事業の場合、水道法において定型約款の規定がないため、供給規程（給水条例）を内容とする給水契約が民法で規定する定型約款の適用となります。

定型約款については、新法第548条の2第1項に基づき、定型約款を契約内容とする旨の合意がされた場合又は定型約款の準備をした者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合に限り、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなされます。

● 定型約款についての合意又は表示方法について

①電話での開始申込みの時は、「美濃加茂市水道事業給水条例が契約の内容となります。内容については市のホームページをご覧ください。」と相手に案内します。

※市のホームページの水道課のコンテンツにある「契約内容について」、「水道の申し込みは電話でどうぞ!」、「水道を開始・休止するときは」の中に、定型約款について表示してあります（別紙参照）。

【掲載場所：TOP>市民生活情報>くらし>上下水道>水道】

②窓口の開始申込みの時は、「定型約款について」（窓口用）を表示して、相手に説明します。

※本人以外（大家、業者、友人）が開始申込みをしたときは、その方に表示すれば足りるものと考えられます。

③水道の開始又は再開栓の時は、郵便受けに「定型約款について」（水道開栓時）を投函します。

※窓口対応及び電話受付の際に、定型約款の内容の説明に合意が得られなかったとしても、表示したことで合意されたことになります。

④市のホームページを見ることができない方については、供給規程（条例・施行規則）全文をコピーして郵送します。

※令和2年4月1日以降に水道供給契約をされた方については、「定型約款」を表示する必要はありません。

（参考）

下水道使用料は、私法上の債権である水道料金と異なり、強制徴収債権に分類された行政処分として賦課する公債権であることから、民法上の双方合意を前提とした定型約款に該当しないため、表示は不要です。